

平成30年

第2回市議会定例会 議案第10号

函館市ごみの散乱防止に関する条例の一部改正について  
函館市ごみの散乱防止に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市ごみの散乱防止に関する条例の一部を改正する条例  
函館市ごみの散乱防止に関する条例（平成5年函館市条例第10号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「ホテル営業および同条第3項の旅館営業」を「旅館・  
ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の一部改正に伴い規定を整備するため